

鶴岡市中小企業振興会議設置要綱

令和6年8月1日告示第449号

(設置)

第1条 市内の中小企業及び小規模企業（以下「中小企業等」という。）の振興に関する効果的な施策の推進のため、鶴岡市中小企業振興会議（以下「振興会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 振興会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 鶴岡市中小企業振興計画（以下「振興計画」という。）の策定及び変更に関すること。
- (2) 振興計画に基づく施策の実施状況の検証に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、中小企業等の振興施策に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 振興会議は、委員12人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域経済団体の代表者
- (3) 市内の中小企業等の代表者
- (4) 中小企業支援機関の代表者
- (5) 労働団体の代表者
- (6) 金融機関の代表者
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 振興会議に会長を置く。

- 2 会長は、第3条の規定により委嘱された委員のうちから、互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、振興会議を代表する。
- 4 会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 振興会議の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会長は、必要に応じ、委員以外の者に出席を求め、説明及び意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 振興会議の庶務は、商工観光部商工課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、振興会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この告示は、令和6年8月1日から施行する。

(任期の特例)

2 第4条第1項の規定にかかわらず、この告示の施行の日以後最初に第3条の規定により委嘱される委員の任期は、委嘱された日から令和8年3月31日までとする。